

令和2年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体 23団体

(1) 出資団体 8団体

公益財団法人 山梨県農業振興公社
公益財団法人 山梨県下水道公社
山梨県住宅供給公社
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団
公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
株式会社 山梨食肉流通センター
公益財団法人 山梨県青少年協会

(2) 補助金等交付団体 3団体

山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】
学校法人 看護学園【山梨県看護師等養成所運営費補助金】【甲府看護専門学校運営費補助金】
やまなし県民文化祭実行委員会【やまなし県民文化祭開催費補助金】

(3) 公の施設管理団体 12団体

アドブレーン・共立・NTT ファシリティーズ共同事業体【県民文化ホール】
合同会社 丹青やまなし【リニア見学センター】
合同会社 カナエール【聴覚障害者情報センター】
cowshi 金川の森パートナーズ【森林公園金川の森】
株式会社 ハイジの村【フラワーセンター】
株式会社 桔梗屋【富士湧水の里水族館】
株式会社 富士グリーンテック【御勅使南公園】【飯田野球場】
株式会社 かいすた【富士川クラフトパーク(富士川観光センター含む)】
笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ【笛吹川フルーツ公園】
アメニス山梨(桂川)グループ【桂川ウェルネスパーク】
山梨科学推進グループ【科学館】
SPS・桔梗屋・KBS 共同事業体【美術館・文学館・芸術の森公園】

3 監査対象期間

令和元年度

4 監査実施期間

令和2年9月9日～令和3年1月28日

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

昨年度

(1) 指摘事項のあった団体	1 団体	(0 団体)
・指摘件数	1 件	(0 件)
(2) 指導事項のあった団体	1 4 団体	(1 3 団体)
・指導件数	3 3 件	(3 3 件)
(3) 注意事項のあった団体	1 0 団体	(9 団体)
・注意件数	1 5 件	(1 6 件)
計	4 9 件	(4 9 件)
※ 指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体	6 団体	(3 団体)

7 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項 (1 団体、1 件)

○ 公益財団法人 山梨県青少年協会

産業廃棄物収集・運搬、処理業務委託契約について、次のとおり不備があった。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 において、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写しにより確認し保存しなければならないとされているが、行われていないものがあつた。また、同法施行令第 6 条の 2 において委託契約は書面により行うこととされているが、処分業者との契約が締結されていないものがあつた。(愛宕山少年自然の家)
- ② 同法施行令第 6 条の 2 において、委託契約書には環境省令で定める書面を添付することとされているが、収集・運搬業者の許可証の写しが添付されていないものがあつた。(青少年センター)

(2) 指導事項 (1 4 団体、3 3 件)

- ・規程等に定める事務処理が行われていないものや取扱いの不備 7 件
- ・備えるべき帳簿が作成されていないものや内容の不備 4 件
- ・現金の取扱事務 4 件
- ・県へ提出する実績報告書等の内容の不備 3 件
- ・長期未収金等 3 件 等

(3) 注意事項（10団体、15件）

- ・支出科目の計上誤り 等

8 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

(総括的な意見)

今回の監査において、各団体で定められた規程等の内容の不備や規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものが見受けられた。各団体においては、適時規程等の必要な見直しを行うとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底されたい。

また、指定管理者制度を導入している施設において、事業報告書の管理業務に係る収支決算に報告誤りのあるものが見受けられた。指定管理者が管理する施設の所管課においては、公の施設の管理運営が協定書に基づき適正かつ安定的に行われるよう、指定管理者との連携を密にし、施設の設置者である県として必要に応じた適切な指導に努められたい。

各団体の所管課においては、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。